

洋上原発は、腐食、漏洩など危険だらけ

5月24日付愛媛新聞は、尾道造船、今治造船など十数社が、浮体式原子力発電所（洋上原発）開発プロジェクトに参画するため、英国企業のコア・パワーに100億円を出資すると報じました。2030年代に商業化をめざすとしています。「溶融塩高速炉（MCFR）」を使うとされていますが、危険だらけであり、ストップさせるべき動きです。

溶融塩による腐食、放射能漏洩などの危険

コア・パワーは「溶融塩高速炉」について「燃料と冷却材が一体化して、燃料は常に冷却材に閉じ込められているため、原子炉がメルトダウンすることはありません」と安全性を強調します。しかし、放射能を閉じ込める機能としては、燃料ペレットも被覆管もないのですから、燃料配管や機器が破損すると、大量の核

燃料物質と核分裂生成物質が外界に流出する危険性があります。

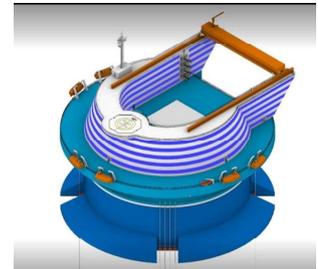
同社ホームページでは「溶融塩による腐食を最小限に抑える、あるいは避けるためには、塩の純度に合わせた特定の金属を選択する必要」と述べられ、「中性子は小さくて動きが速いため、腐食性があります」と記されており、構造的な弱点として腐食問題があります。

膨大な熱量を海に流し、廃棄物処分見通しなし

原発は膨大な熱エネルギーで蒸気を発生させ、タービンを回して発電します。熱の利用効率は高速炉でも4割程度です。結局、大量の熱量を海に流し込むのです。

放射性廃棄物の処分は見通しもたっていません。無害化できず何万年と長期にわたって保存しなくてはなりません。

福島原発事故を絶対に繰り返さない決意に立てば、核エネルギーに頼るのではなく、再生可能エネルギーの備蓄と徹底活用に転ずるべきです。



洋上原発イメージ図
(コア・パワーHPより)

目次	洋上原発は断念を	1
	差止訴訟 第34回、第35回口頭弁論報告	2
	第13回定期総会報告	4
	とめる会請願 不採択	5
次	インタビュー その22 安倍清水さん	6
	被爆78年の夏、会計報告、これからの予定	8

伊方原発運転差止訴訟 第36回口頭弁論のご案内

8月22日(火)10:00開廷 松山地方裁判所31号法廷

原告の方は 8:45、傍聴希望の方は 9:15
松山地裁ロビーにお越しください。

被告側証人尋問

松崎 伸一 さん (四国電力土木建築部長)
森 伸一郎 さん (愛媛大学教授、地震工学)

当日のスケジュール

8:45	原告集合 (裁判所ロビー)
9:15	支援者集合 (裁判所ロビー)
9:15~9:30	裁判所による傍聴抽選券の配布、抽選
9:45	原告・弁護団・支援者による入廷行進
10:00	第36回口頭弁論開廷
12:15 頃	昼休憩
13:15 頃	第36回口頭弁論再開
16:30 頃	閉廷の見込み

※ 報告集会はありません。締めくくりの会を行います。

市民、県民注目の裁判であることを裁判所に示しましょう。どうぞご参集ください。

これからの裁判(証人尋問)の予定

第37回口頭弁論 10月10日(火)

原告側：巽 好幸 さん
(神戸大学名誉教授、マグマ学)
被告側：奥村 晃史 さん
(広島大学特任教授、地震地質学)

第38回口頭弁論 11月21日(火)

被告側：中川 俊一さん(四国電力社員)

第39回口頭弁論 12月12日(火)

原告側：野津 厚 さん
(国立研究開発法人 海上・港湾・航空
技術研究所、港湾空港技術研究所)
原告側：佐藤 暁 さん
(原子力情報コンサルタント)

※岡村 眞さん(高知大学名誉教授、地震地質学)を原告側証人として予定しています。

伊方原発運転差止訴訟 第34回口頭弁論報告

上岡直見証人が住民視点のない避難計画を批判

5月23日（火）、松山地裁で第34回口頭弁論が行われました。今回は原告側証人の上岡直見（かみおか・なおみ）さんの証人尋問でした。

入廷
行進



原告席には、原告代理人の薦田伸夫弁護団長、中川創太弁護団事務局長、高田義之弁護士、今川正章弁護士、東翔弁護士、そして東京から駆け付けた大河陽子弁護士が並び、その後ろに須藤昭男事務局長をはじめ19人の原告が入廷しました。一般傍聴席（36席）には113人の希望者で抽選が行われました。裁判所ロビーは熱気あるものとなりました。

避難計画は実効性に欠ける 上岡さんの証言

13時半から16時過ぎまで第31号法廷で、『原発避難計画の検証』の著者である上岡直見さん（環境経済研究所代表）が証言台に立ちました。大河弁護士がスライドに映し出された図や表を使って主尋問（90分）を行い、その後20分の休憩を挟んで、被告四国電力側・田代弁護士からの反対尋問（60分）が行われました。主任裁判官からの補充尋問もありました。

上岡証人は、県の避難計画は、複合災害を想定しておらず、原発より半島の先端部に数千人もの住民が居住するという特殊性が考慮されていないとし、実効性の保証が担保されず、住民の視点を入れた検証もないと指摘しました。熟度の低い避難計画であると証言しました。避難元の八幡浜市や大洲市から避難先の松山市への移動を通して、一般公衆の年間被ばく限度（上限1ミリシーベルト）をはるかに超える約300ミリシーベルトの被ばくがおこる危険性を指摘しました。

次に、被告側が上岡証人に反対尋問を行いました。「災害対策基本法では減災の考え方を基本としていて、完全無欠な計画は実現困難だが、どう考えるか」との質問に、上岡証人は、「自然災害は人間には止められないが、原発事故は原発がなければ起ることはない」と指摘し、自然災害と同様には扱えないと証言しました。被告側は、「～は知っているか」調の尋問が多く、これに対して上岡証人はことごとく冷静沈着な証言を貫きました。

閉廷後、原告と支援者は、裁判所脇に集まり、短時間の締め括りの会を行いました。



上岡直見証人と大河陽子
弁護士（締め括りの会で）

関根 律之（せきね のぶゆき）さんの facebook から

5月23日、1500人超の原告団のひとりとして伊方原発運転差止め訴訟第34回口頭弁論を傍聴してきた。今回の証人は、エンジニアリング会社で化学プラントの設計、安全性評価を20年以上担当し、東日本大震災後は原発災害時の避難問題を研究する上岡直見氏。

証人尋問では、愛媛県が作成した避難計画で過酷事故が起きた際に近隣住民が安全に避難することは極めて困難であることが様々な角度から明らかにされ、あらためて原発の運転が危険であることが示された。

中でも私が注目したのは、愛媛県が作成したとされる南海トラフ巨大地震での県内建物の被害予測だ。私が住む内子町でも全壊・半壊合わせて5622棟が想定されており、現在の内子町の世帯数約7000のうち、8割が半壊以上にあたる。県の避難計画では、屋内退避が基本となっているが、8割もの建物が損傷するような状況で、もし放射性物質が放出されれば、屋内退避では被ばくを免れない。

今回の証言では触れられていないが、原発を止めた元福井地裁裁判長樋口英明氏の調べによれば、基準地震動が1000ガルを超える地震は、2000年以降日本で17回も起きている。伊方原発の耐震基準は650ガル！

避難計画を実効性あるものにするには、まずは原発の運転を止めることが合理的な判断ではないか。

原告側証人・専門家2人が圧巻の証言



抽選結果を待つ傍聴希望者
(裁判所外から撮影)

6月20日(火)の第35回口頭弁論は、午前、午後と長時間に及ぶ証人尋問が行われました。傍聴券の抽選(37席)には、約120人が列に並びました。

今回は、香川から駆け付けて下さった尾崎宗璋・憲正さんご兄弟制作によるバルーン横断幕が、裁判所や通行する人や車に一段と効果的なアピールとなりました。

原告席には、薦田弁護団長、中川弁護団事務局長、高田弁護士、今川弁護士、東弁護士の松山陣に加え、広島から橋本貴司弁護士と定者吉人弁護士、山梨から中野宏典弁護士と19人の原告が着席しました。

「四電は3次元探査をせよ」と芦田讓証人

芦田讓証人



原告側は橋本貴司弁護士が、物理探査の専門家である芦田讓京都大学名誉教授に尋問しました。証人は、伊方3号機の基準地震動は2次元探査(人体でいえばX線診断の平面図)にもとづいて策定されており、最新の科学的・技術的知見を踏まえていない。最先端の調査手法である三次元による地下探査(人体でいえばMRIやCTスキャン診断の立体画像)が必須であると証言しました。

被告四国電力の反対尋問は、「～は知っているか」「実際に行ったか」調の尋問でした。芦田証人はこれらに冷静に応じました。

さらに原告側からの再質問、裁判官による補充質問があり、12時15分ごろ午前の部を終了しました。

「火山の破局的噴火に備えよ」と町田洋証人

午後、原告側は火山学者の町田洋東京都立大名誉教授に、東翔弁護士と中野宏典弁護士が尋問しました。ここで、第四紀(約9万年前)に起こった阿蘇カルデラの爆発的噴火のテフラ(火山灰などの火山砕屑物、堆積物)が、伊方原発の敷地直近(九町と神崎)

で見つかったという重要な証言がありました。これに関し、証人は貞観津波の堆積物が見つかったのに対策を講じなかった福島原発事故の教訓に立って、伊方原発は火山噴火に備えるべきでだと証言しました。



町田洋証人

四電側の反対尋問で、「凝結溶岩がどのようにできると認識しているか」と問われた町田証人は、四電側弁護士に対して整然と丁寧に答えました。参加者からは、まさに「理路整然。諭すようだった」と異口同音の感想がありました。

裁判官による補充質問では、火砕流が海を越えて伊方まで到達した過程における「海面上を断熱的に」との表現の説明が求められました。証人は、海水との接触面で奪いきれない程の熱量があつて、火砕流の比重が軽く海面上を滑るように移動する場合を説明し、阿蘇カルデラの破局的爆発に伴う可能性が証言されました。

口頭弁論は16時過ぎに終了し、参加者は裁判所脇の通路にて短時間の締め括りの会を行いました。



バルーン横断幕に
見送られて入廷



裁判所前歩道での
アピール行動

福島をくい返すな！ 原発回帰を許さない！

伊方原発をとめる会 第13回定期総会報告

5月28日（日）コムズ（松山市男女共同参画推進センター）大会議室で約100名の参加で、記念講演、定期総会が開かれました。

第13回定期総会 裁判もいよいよ終盤を迎えて

第13回定期総会は、最初に中川創太・伊方原発をとめる弁護団事務局長から、この1年間の裁判の経過説明があった。

〈2011年の提訴から12年が経過。2016年に仮処分申請を行ったことで本訴は2019年まで中断したが、仮処分敗訴後は本訴に戻り、口頭弁論は第34回まできた。第32回までは原告の意見陳述だったが、第33回からは証人尋問に入った。今後の予定は、6月20日に原告側の芦田譲京都大学名誉教授（物理探査学会元会長）と町田洋東京都立大学名誉教授（火山学者）の2人の証人尋問があり、8月22日には被告側の証人調べが決定。その後も、ほぼ毎月、証人尋問が続くので、原告・支援者の皆さんは法廷に詰めかけてほしい、参院で通過目前のGX法案が裁判官に与える影響も考えると、なおのこと私たちの頑張りが見えるものであることが肝要だと訴えた。〉

次に、活動報告、決算報告、会計監査報告があり、それぞれ承認された。続いて2023年度の活動方針案、予算案、役員案が提示された。今年の活動の中心は、終盤を迎えた裁判を弁護団と力を合わせて全力で闘い抜いて勝利判決を勝ち取ることにあると強調された。

討議の中で、若者を惹きつける策として是非、営農型ソーラーシェアリングなどの再エネ事業に、とめる会として協力してもらいたいとの要望があった。またドイツの脱原発の実施に際して日本の蓄電技術が大きく貢献している点なども広報してほしいとの意見があり、いずれも活動方針への補強意見として採用され、再エネ事業への関与については、議事録に残し事務局で検討していくことになった。その後、活動方針、予算、役員各案が一括して採択された。



記念講演に熱心に聴き入る参加者

かいど ゆういち 海渡 雄一 弁護士 記念講演

福島原発事故の責任をめぐる闘い、原発GX法案、子ども甲状腺がん裁判を語る

海渡弁護士は脱原発弁護士全国連絡会共同代表。パワーポイントを駆使して上記3つの話題を中心に分かりやすく話を展開した。

海渡氏は「地震・津波は想定外だった」とする国や東京電力の釈明は全くの大嘘であったのに、マスコミがこの大スクープを国民に伝えなかった事実を糾弾した。これは、島崎邦彦著『3.11 大津波の対策を邪魔した男たち』（青志社、2023年3月刊）の中に詳細が書かれているとして、この書籍の一部を紹介した（島崎氏は、元原子力規制委員会委員長代理を務めた東大名誉教授）。——福島原発事故の2日前に地震調査研究推進本部（以下、推本）の長期評価改訂版が公表の予定で、そこには巨大地震や巨大津波の危険についての警告が明記されていた。ところが、東京電力が保安院（当時）や推本の事務局などを巻き込んで、発表時期を4月に遅らせた。3月9日に公表されていたら、「これがその地震かも」と逃げられた命があったかもしれないという事実だ。

海渡氏は最後に「311子ども甲状腺がん裁判」の原告の意見陳述を涙ぐみながら紹介された。福島原発事故発生時に福島で暮らしていた6人の若者たち（現在は7名）が、2022年1月27日、自分たちが罹（り）患した甲状腺がんは福島原発事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくと因果関係があることを確認し、原子力損害として東京電力に対して損害賠償訴訟を提起したもの。これは住民の健康被害を東京電力に訴える最初の事件である。

講演後の会場からの「なぜ岸田政権はGX法案を強行するのだろうか」との質問に、海渡氏は「正確に真実を報道しようとするメディアの責任も大きい。真実を知る私たちが大きな声で叫ぶしかない」と答えた。

〈この講演はツイキャストでも同時配信された。〉

<https://twitcasting.tv/togura04/movie/768100434>

海渡弁護士の講演資料はHPに掲載）



海渡雄一 弁護士

何としても脱原発の未来を

あべ きよみ
安倍 清 水 さん (第1次原告 松山市在住)

愛媛の反原発・脱原発運動の草創期を知る安倍さんの登場です。もう30年以上も前ですが、伊方原発反対運動の中で反原発ステッカー事件（刑事弾圧）がありました。今では知る人も少なくなつたようですので、改めてその事件についても語っていただきました。

看護師の母の影響から

問い：冒頭に本当に失礼ですが、「清水」さんは何とお読みするのでしょうか？

安倍さん：「きよみ」と読みます。なかなか読んでもらえなくて、署名などすると後日にお礼状が来る時に「安倍様」と「清水様」と連名で届くこともあります。

問い：どなたの命名なのですか？

安倍さん：両親です。どちらかまで細かく聞いたことはありませんが。

問い：ご出身地など、お教えてくださいませんか？

安倍さん：私は高知出身の1949年生まれの団塊の世代、両親と3人兄弟です。結婚後6年ほどして夫の転勤で松山に来ることになりました。

問い：ご両親は、共働きだったとか？

安倍さん：ええ、父はサラリーマンで工場の技士、母は県立総合病院の看護師兼助産師で婦長でした。その母は、環境問題や食品にとっても関心が高い人で、「薬に頼らない生活をするよう」と、よく言われていました。高知で初めて出来た自然食品店の顧客第1号でした。その母の影響を私は強く受けています。

問い：そのお母さんが、薬害のスモン病に冒されたそうですね。

安倍さん：母は42歳の時、超多忙な仕事の中で虫垂炎（盲腸）になり、整腸剤キノホルムによる奇病を発症しました。病院も退職せざるを得ず、やがて薬害が判明し裁判の原告となり、母に代わって父が裁判所に行っていました。当時は戦後最大の薬害事件と騒がれました。幸い母は82歳まで生きましたが、人生の半分はスモン病との戦いでした。

反原発団体が続々と誕生

問い：ところで、松山に転居後にお子さんのいた道後小学校で、学校給食を自校方式から共同調理場方式に切り替える問題が起こったそうですね。

安倍さん：現在、とめる会でご活躍の泉京子さんとPTA役員としてご一緒でした。保護者で話し合って校長先生にお願いに行ったり、教育長に要望書を出したりしましたが、結局は押し切られて、桑原学校



安倍清水さん近影

給食共同調理場がつくられてしまいました。でも、その後の制服問題では、学校側（校長先生）の制服指定の提案に、保護者から猛反対が起こり、校長先生が提案を取り下げることにつながりました。

問い：脱原発への関りはいつごろからでしょうか？

安倍さん：チェルノブイリ原発の事故（1986年4月）がきっかけですが、安全な食品・食料を求めて有機農産生協に加入していたことが遠因だと思います。有機農産生協にいたからこそ、8千キロ離れたチェルノブイリ原発の事故で、放射能が日本列島に降り注いだ情報や島根産の牛乳から放射能が検出された情報も届き、放射能の怖さも原発の危険性も、有機農産生協でいろいろ勉強させてもらいました。

問い：どんなことに取り組みられたのですか？

安倍さん：同組合員さんのTさん、Sさんの呼びかけで、大野恭子さんたちと「原発なしで暮らしたい松山女の会」を結成し、第1回の伊方集会から原発前での抗議行動に参加しました。その内に男性の参加も多くなって来て、いろんな市民グループも生まれて、四国レベルの「原発さよなら四国ネットワーク」も誕生し、定期的に四国のメンバーが集い、熱心な会議が開催されていました。

反原発ステッカー事件で最高裁へ

問い：四国電力はそのころ伊方原発2号機で出力調整運転実験をやろうとしたのですか？

安倍さん：チェルノブイリ原発では出力調整の失敗

が重大事故に結びついたのですが、そんな危険な実験をさせてはならないと、全国的な反対運動が盛り上がりました。私自身も高松市の四電本社前まで何度か抗議行動に参加しました。

問い：そんな中で「反原発ステッカー事件」が起きたんですね。

安倍さん：1988年2月8日、四国電力松山支店（当時）の前の歩道橋に、手のひらサイズのステッカーを貼っていたA子さんが、刑事に見とがめられました。そこで「剥がしましょうか」と言いかけたのですが、いきなり刑事6人に取り囲まれ、四国電力敷地内に連れ込まれ現行犯逮捕されました（翌日自宅を家宅捜索）。愛媛県屋外広告物条例違反、軽犯罪法違反を口実にした反原発運動を狙った不当な弾圧だと思いました。

問い：その後どうなったのですか？

安倍さん：翌89年2月から裁判が始まり、1991年10月14日に松山地裁で判決が出されました。検察官の求刑は罰金2万円でしたが、判決は罰金刑としては最も軽い4千円で、しかも執行猶予付き（最短の1年）でした。事実上の無罪に等しいとマスコミは報道をしましたが、それでもA子さんは最高裁まで闘い続けました。たまたまその頃、夫の転勤で東京にいた私は、最高裁での闘いの支援のためA子さん事件に関わりました。残念ながら松山地裁の判決を覆させることは出来ませんでした。不当なものには決して屈しないという気持ちを私個人も貫くことが出来たので、最高裁まで取り組んで良かったと思っています。しかし、今も尚、権力者の嫌がらせに対し、嫌悪感はずっと持ち続けています。

伊方現地での集合写真



添加物なしのお弁当づくりを東京で

問い：東京での生活は、どのくらいの期間で、どんな暮らしぶりでしたか？

安倍さん：住んでいたのは、川崎市の社宅です。その社宅の主婦たちと生協活動をしていました。また8年間の生活でしたが、そのうち6年ほどは、四国で反原発をともに頑張っていた仲間がワーカースのお弁当屋を立ち上げて、その友人のお誘いで手伝うことになり、食品添加物を一切入れない手作りのお弁当屋さんを豊島区大塚で「赤かぶ弁当」と名付け

て販売していました。成田空港建設反対運動の支援を兼ね、反対派の農家から野菜を仕入れました。私は午後からの出勤で、販売や配達そして翌日分の仕込み担当でした。大塚から渋谷の女性会館まで車を運転し、お弁当を運んだものです。手作りで添加物の無いお弁当は人気で、融通の利くお弁当屋で、納豆のねぎを刻んであげたり、糖尿病の方には、ご飯は100g、とか、近所のサラリーマンも買いに来てくれました。夫の転勤で松山に戻るまでとても楽しく働きました。

子育て支援活動に忙しい日々

問い：2001年に松山に戻られたそうですが、それからはどんなことに取り組みられましたか。

安倍さん：どこに住んでいても生協活動に携わってききましたが、戻ってからはコープ自然派しこくに参加し今は総代です。また、地域の中での子育て支援活動に関わってきました。最近では月1回ですが、子ども食堂を手伝っています。フードバンク等のご援助で食材を無償で提供してもらって、地域の方々のボランティアの協力で50食程お弁当をつくって子どもに提供しています。学生たちの協力で一緒に調理し一緒に食べていたころもありましたが、コロナ禍のため今はお弁当形式で持ち帰りにしています。

問い：このほど第6次原告にご夫君が応募されましたが・・・。

安倍さん：私は第1次提訴時からの原告だったのですが、夫は仕事が現役時代で、退職後は時間も出来たのでしょう。第6次提訴の原告になったことで、今は私以上に積極的に裁判所にも出向いています。

問い：最後に一言、若い方たちに訴えたいことがありましたら・・・。

安倍さん：二つあります。一つは自分で考える力を育てて貰いたいと願っています。ネット時代で膨大な量の情報が飛び交い、ただ流されて行くだけになりがちです。でも、自分の頭で考えることが重要だと思います。次に、オカシイと思ったら行動してることが重要だと思います。身近なところから、ちょっとした疑問から、出来る形で行動を起こして貰いたいと願っています。

インタビューを終えて

チェルノブイリ原発の事故由来の放射性物質が8千キロ離れた日本列島に降り注いだことから、安倍さんたちは反原発の声を上げ始めた。同じ時同じ国に居たにもかかわらず、そうした行動に出ることの無かったわが身を責めながらのインタビューで、改めて心からの反省を表明させて頂きたい。(H)

被爆78年の夏 「はだしのゲン」への攻撃が意味するもの

漫画「はだしのゲン」を初めて読んだのは、もう50歳を過ぎてからである。かなり以前から「はだしのゲン」の存在は知っていた。しかし実際に手にする機会は無かった。と言うのも、「週刊少年ジャンプ」に連載が開始された1973年6月に私は27歳。もう漫画を読む世代ではなかった。

50歳過ぎの漫画本との出遭い



原爆被害者の会松山支部の役員をされていたSさんが急逝され、その香典返しにご子息（といっても私よりかなり年長）から、単行本「はだしのゲン」（中央公論新社版）が贈られて来た。分厚い3巻本のため、ページを繰るまでに日数を要した。

読み始めて圧倒された。何よりも当時わずか6歳の少年・中沢啓治さんの眼の前で起こった出来事を、これほど細かく記憶し再現・描写することが出来るのかと驚いた。また「非国民」のお父上の存在にも（戦争中に公然と反戦平和を唱え天皇制を批判なさった事実を知り）、とても驚いた。さらにまた、在日朝鮮人への日本人社会の加害行為を描き出しつつそれに批判的なゲン一家の優しい行動も描き出している。

天皇制批判と加害責任への自省

「はだしのゲン」に反核平和を訴える類書と違う特徴を私は感じている。すなわち、天皇制批判と帝国主義的加害行為への反省の眼差しの強さである。それが故に「はだしのゲン」への攻撃は止まないのではないかと思う。ならばこそ、未読の方々には改めて図書館などを利用した再読を強くお勧めしたい。（松浦 秀人）

伊方原発をとめる会 2022年度会計報告 (2022年4月1日～2023年3月31日)

<収入>

(単位:円)

前年度繰越金	263,043	
個人会費	1,172,000	
団体会費	291,000	
カンパ	696,767	
事業収入	0	
雑収入	2	受取利息
預り金	866,000	第6次原告訴訟費用ほか
計	3,288,812	

<支出>

(単位:円)

講師費用	316,530	講演会3回 講師謝礼
賃料	252,000	事務所家賃(12ヶ月分)
集会会場費	161,330	集会、講演会の諸費用
会議費	24,350	幹事会などの会場費
宣伝費	178,656	チラシ、ニュース印刷費
通信費	822,486	ニュース郵送料、電話代
事務所経費	15,717	光熱費、パソコン保守代
事務所活動費	154,153	コピー代、印刷費など
消耗品費	143,575	事務用品など
弁護団支援費	30,000	
雑費	15,630	送金手数料、賛同金など
預り金	866,000	訴訟費用などの払出し
事業費	0	
計	2,980,427	

差引残高(次年度繰越金) 308,385円

2023年度の会費がまだの方は、よろしくお祈りします。

【年会費1口 個人1000円 団体3000円】

郵便振替 口座番号 01610-9-108485

口座名 伊方原発をとめる会

これからの予定

- ♪ 伊方原発いらん！ 市駅前定例アクション
9月6日(水)17:30～18:15 (毎月第1水曜日)
10月4日(水)17:30～18:15 //

- ♪ 伊方原発運転差止訴訟 第36回口頭弁論
8月22日(火)10:00開廷 松山地裁31号法廷
原告8:45 支援者9:15 松山地裁ロビー集合

- ♪ 「放射線を浴びたX年後III『サイレント・フォールアウト』～乳歯が語る大陸汚染～」上映会
 - 9月2日(土)13:10～ (上映後、監督トーク有り)
会場：サイボウズ松山オフィス (ドネーション制)
主催：愛媛有機農産生活協同組合
 - 9月24日(日)10:00～ 13:30～
会場：コムズ視聴覚室AB (資料代:500円)
主催：伊方原発をとめる会

- ♪ 伊方原発運転差止訴訟 第37回口頭弁論
10月10日(火)10:00開廷 松山地裁31号法廷
- ♪ 第37回 伊方集会
10月22日(日)10:00 伊方原発ゲート前
主催＝原発さよなら四国ネットワーク
協賛＝伊方原発をとめる会

編集後記

酷暑の中、プチギれるニュースが入ってきた。「四国電力の4～6月連結決算、営業利益・純利益ともに過去最高」(7月30日付け朝日新聞)。家庭向けの電気料金の値上げと火力発電用の燃料価格が下がったことが大きな要因という。四電は、6月から23%も値上げをしながら、世界の流れに逆行して、原発も西条火力発電所も運転しての「過去最高益」。節電したくてもエアコンなしでは命に関わる猛暑が続いているときに……。皆さん、もっと怒りましょうよ。(0)